

GBS戦略室は追い出し部屋

第3次ロックアウト解雇撤回裁判証人尋問

2016年5月20日に東京地裁527号法廷で、GBSの戦略室と呼ばれた第3次ロックアウト解雇裁判の四人目の原告Dさん関連の証人尋問が行われました。この中で20

08年12月に設立されたGBSの戦略室と呼ばれた第3次ロックアウト解雇裁判の四人目の原告Dさん関連の証人尋問が行われました。この中で20



法廷で尋問を受ける速水担当

GBS戦略室(BPG)の恐るべき実態

2008年は10月から11月にかけてわずか2ヶ月でおよそ1300人もの社員が大規模な組織的退職勧奨によって会社を去った年です。会社は目標の3倍の社員、つまりおよそ4000人の社員に退職勧奨をしたことがわかっていきます。その年の12月にできたGBS戦略室(GBSビジネス推進・通称BPG)について、その実態が次々と明らかになりました。尋問の中で原告Dさん

は、BPGが「仕事を捜すことが仕事」の部門だったと証言。これはいわゆる「追い出し部屋」の特徴です。

速水担当が、BPGそのものがPIPみたいなものだと言っていると、傍聴席からは驚きの声が上がりました。さらにBPGでは毎月の部門会議でおよそ50人の所属社員についてリストを投影し、毎月退職者が増えて行く状況を発表していたことを証言しました。そのことについて、原告Dさんは「早く辞めろというプレッシャーを感じていた」と証言、BPGの恐ろしい実態を明らかにしました。

さらに、解散する2013年12月までに50名のうちおよそ半数の社員が退職して行ったことを明らかにしました。

プロジェクト・スタッフを非難するPM

続いて尋問されたプロジェクト関係者の安居淳一、長田圭史PMらは、

原告Dさんの働きに関し、メールでは感謝の言葉を送っておきながら、証言では非難を繰り返したり、言いがかり的な発言を繰り返すなど、傍聴席の失笑を買いました。そもそもプロジェクトをリードするPMがプロジェクトに参加して一所懸命に作業してくれたスタッフに対して言いがかり的な発言をするなど、その品位が疑われます。

解雇はやはり人事主導で決められた

解雇については、速水担当は解雇予告通知の出る前の週に、「人事の長とGBSの長が決めた」と証言しました。つまり、これは業績不良うんぬんの話ではなく、人事が組織的にトップダウンで決めたことを意味し、本当の解雇理由は就業規則に基づくものでは無いことを意味します。

今回で第3次ロックアウト解雇裁判の全ての証人尋問を終了しました。この後、9月27日に最終

今後のスケジュール

日程	内容	場所
6/14(火) 14:30～15:30	東京都労働委員会 第16回調査期日	都庁南38階
6/28(火) 13:30～14:30	第2次賃金減額裁判 第2回期日	東京地裁 619号法廷
9/27(火) 10:00～	ロックアウト解雇第3次裁判 結審	東京地裁 611号法廷

陳述が行われ結審となります。年内にも判決の見込みです。第1次第2次ロックアウト解雇裁判に続いて、組合は全てのロックアウト解雇裁判に勝利し、原告全員の職場復帰を目指して、最後まで闘っていきます。

労働者の団結で 安定雇用と労働法制改悪阻止を

安倍政権では、労働法制改悪への動きが大きくなっています。この記事ではその現状と、それを阻止するためにわたしたちができることを提案していきます。

不安定雇用の増大

1995年に当時の日経連(現・日本経団連)が出した「新時代の『日本的経営』」は、労働者を「長期蓄積能力活用型グループ」(幹部およびその候補)「高度専門能力活用型グループ」「雇用柔軟型グループ」の3つの類型に分け、企業視点でそれぞれの類型の労働者に対する施策を提案するものでした。

まず「雇用柔軟型グループ」については、派遣法の適用対象を次々と広げること、あるいは「有期契約社員」とすることで、

全労働者に対する非正規雇用者の割合を増大させ、徹底した雇用の不安定化と低賃金化をすすめていきました。現在では4割もの労働者が非正規雇用となり、不安定雇用は増加の一途です。

行き過ぎた成果主義

次に日本IBMの多くの労働者が当てはまる「高度専門能力活用型グループ」については、「成果を出した人に報いる」として「成果主義」を導入しました。しかしこれは、実際には「ごく一部の社員のみに報い、大多数の社員に冷たい昇進・昇給施策」であり、

これらと「裁量労働制」や人員削減などを組み合わせて、総人件費を大幅に削減する仕組みでした。その結果、いわゆる「サービス残業」や深夜・

休日を含む長時間労働、あるいは職場でのパワハラが発生し、過労死や過労うつ、労働災害申請・認定件数が急増し続けています。IBMが世界的に導入しようとしていた「プロジェクト毎にスキルのある人を採用する」流れは、「高度専門能力活用型グループ」に対する人事施策のいわば「仕上げ」であり、導入されればこのグループの労働者も雇用が不安定になるのです。

労働者を徹底冷遇する アベノミクス成長戦略

次に、安倍政権の政策についてみていきます。

安倍政権は、「経済財政諮問会議」「産業競争力会議」「規制改革会議」の三つの会議体で成長戦略を打ち出しています。スローガンは「企業が世界で一番活動しやすい国」。

労働規制の全面的破壊を狙っているのは明らかで、放置すれば「労働者が世界で一番暮らしにくい国」になってしまいます。

具体的にはすでに成立した「生涯派遣・正社員ゼロ」を目指す派遣法改正、続いて「24時間定額働かせ放題」「過労死・過労うつ促進法」とも言われる労働基準法の改悪案Ⅱ「残業代ゼロ法案」、最後に解雇の金銭解決制度を含む「解雇自由化法案」です。

「残業代ゼロ法案」では一定以上の年収がある従業員について労働時間規制を適用除外(働かせ放題)とする案が出ていますが、日本経団連は年収400万円までこの基準を緩和することを求めています。また「企画業務型裁量労働制」では本社機構や営業部門の社員もその対象にしようとしています。

「解雇の金銭解決制度」に至っては、不当な解雇で労働者側が勝訴しても会社は一定の金額を支払

組合なんでも相談窓口

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本 社	TSDL ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本 社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
本 社	SW事業部. ELAソリューションズ	大場 伸子	206-4650
幕 張	価格計画. S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
名古屋	GBS. インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大 阪	GFS. 西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	205-6320
大 阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務連絡先	TEL: 03-3583-9037(月～金 13時～16時) FAX: 03-5562-0853 メール: jmiu-ibm@i.bekoame.ne.jp ウェブ: http://www.jmiu-ibm.org/		

(注) 上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL: 03-3355-0611(代) Web: http://tokyolaw.gr.jp/
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL: 045-222-7577

えば職場復帰させなくてもよいとするもので、到底許しがたいものです。

投票と団結で 労働者の意思を示そう

これらの施策が実施されると、労働者の地位はますます不安定に、収入も減少することは明白です。この流れを止めるた

めには、できることは二つ。一つは安倍政権の労働政策に反対する政党・候補者に投票すること、もう一つは労働組合の旗の下に団結しこれらの施策導入に反対することです。

長時間労働をなくし、安心して働ける職場を作るために、あなたも組合に加入しましょう。